

< 4. 青少年健全育成助成事業 >

対象となる事業	対象とならない事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体の活動地域外で行う事業
対象となる経費	対象とならない経費
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者・スタッフ・実行委員に関する経費 （旅費交通費、宿泊費、食費、打合せ等の経費） ・ 賞金、賞品に係る経費（ただし、記念品は安価なものは対象とする）